

海岸漂着ごみ対策について

【環境省・内閣府・総務省・外務省・水産庁・国土交通省】

提案・要望の内容

日本海対岸諸国からの海岸漂着ごみ対策を、政府として一体的に取り組まれるよう要望する。

- 1 海岸漂着ごみに係る法律を制定し、特に原因追及の困難な外国由来の漂着ごみについては、国が主体となって対応することを明記すること。
- 2 外交ルートを通じて引き続き、対岸諸国へ原因究明と対策を強く要請すること。

【現状と課題】

- 近年、日本海沿岸には、海洋ごみが多量に漂着することが深刻な問題となっており、現状では沿岸市町村において回収・処理されており、膨大な労力や費用が大きな負担となっている。
- 外交ルートを通じた協議が行われてきたにも関わらず、平成20年2月に引き続き、今年の1月にも島根県を含む日本海沿岸に、日本海対岸諸国のものと思われる多量のポリ容器の漂着があり、その一部からは強酸性の内容物も確認されている。
- 平成21年2月6日に韓国釜山市において、海岸漂着ごみに関する日韓実務者協議が行われ、島根県も同行し現状を訴え、韓国側も日本の被害状況を認識したところであり、今後の対策が期待される。
- 自民党漂流漂着物対策特別委員会で、平成21年2月から海岸漂着ごみ対策に係る法整備について、具体的な検討が始まり、新法の骨子が出来つつある。

【本県の取組状況】

- 漂着したポリ容器の一部から、強酸性を示す内容物を確認し、また過去には医療系廃棄物等危険な漂着物もあることから、注意喚起、情報収集及び回収処理を円滑に行うため、平成21年3月から「海岸漂着物初期対応マニュアル」を作成し、海岸管理者をはじめとする県関係課及び市町村等の関係機関と連携しながら対応している。
- 処理費用が沿岸市町村の負担となっているため、島根県では平成14年から「海岸漂着ごみ等処理事業支援交付金」制度を設け、市町村の負担軽減に努めている。
- 海岸漂着ごみに関する総合的な対策の確立については、日本海沿岸地帯振興連盟や中国地方知事会を通じて関係省庁に対し要望を行っている。

時 期	ハングル語標記ポリ容器の漂着量（個）～県内漂着分～
H12.3	約 5,430（内容物有39）
H12.12～H13.3	約 3,450（内容物有40）
H14.1～3	約 1,700（内容物有5）
H15.1	約 2,620（内容物有12）
H18.1	約 1,370（内容物有含む）
H20.2～3	約 6,400（内容物有55）
H21.1～2	約 2,000（内容物有128）



撮影場所：隠岐郡 海士町

